



新型コロナウイルス感染症対策による 外出自粛等で資源・ごみの量が増えています

家庭ごみは収集しやすいようにご配慮を

ごみを出すときにしっかりチェック!

**ごみ袋は
しっかりしぼる**

ごみが散乱せず、ごみ袋を運びやすくします。

**ごみ袋の
空気を抜く**

収集車での破裂を防止できます。

**生ごみは
水切りする**

生ごみは水気をよくきる

ごみの量を減らせます。

テイクアウト・デリバリーで利用した容器はリサイクルを

●プラスチック製容器

▶「プラマーク」がついている容器包装プラスチックやペットボトルをリサイクルに出すときは、洗って汚れを取り、感染症予防のため、1週間程度自宅保管してから「資源の日」に出してください。

●紙製容器

▶油や食品などが付いていない紙製容器(紙袋など)は古紙として、「資源の日」に出してください。

※洗っても汚れが落ちないプラスチック製容器や、油や食品が付いた紙製容器は「燃やすごみの日」に出してください。

新宿区で集めた容器包装プラスチックが再商品化されるまで



令和元年度のごみの収集・資源の回収状況

新宿区の人口が増加している中、ごみの収集量は前年とほぼ同量で、区民一人1日当たりのごみ量は減少しました。ご協力ありがとうございます。

区民一人1日当たり換算したごみ量は555g

平成30年度と比較して5g(0.9%)減少しました。区では、令和9年度までに「区民一人1日当たりの区収集ごみ量を484g」にすることを目指しています。

※令和元年度の数値は速報値で、区民一人1日当たりのごみ量は366日で計算しています。

※資源(行政回収)は、集積所・拠点(回収ボックス等)回収とピックアップ(収集した金属・陶器・ガラスごみと粗大ごみから資源を選別)回収の合計です。

区分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率(対前年度比) %
燃やすごみ(可燃)	66,446	66,358	88	0.1
金属・陶器・ガラスごみ(不燃)	1,749	1,984	▲235	▲11.8
粗大ごみ	2,524	2,351	173	7.4
ごみ量の合計[A]	70,719	70,693	26	0.0
古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	6,259	5,703	556	9.7
びん・缶(スプレー缶・カセットボンベ含む)	4,484	4,448	36	0.8
ペットボトル	1,667	1,598	69	4.3
容器包装プラスチック(白色トレイ含む)	1,640	1,619	21	1.3
乾電池	70	70	0	0.0
小型電子機器	343	187	156	83.4
蛍光灯(水銀使用製品含む)	38	42	▲4	▲9.5
金属分	124	198	▲74	▲37.4
資源(行政回収)の合計[B]	14,625	13,865	760	5.5
資源(集団回収)の合計[C]	5,382	5,599	▲217	▲3.9
資源量の合計[D]=B+C	20,007	19,464	543	2.8
各年度1月1日現在の人口[E]	348,452人	346,162人	2,290	0.7
区民一人1日当たりのごみ量=A÷E÷365	555g	560g	▲5	▲0.9

「すてないで」のバックナンバーは、新宿区ホームページや新宿清掃事務所までご覧いただけます。
【問合せ】▶新宿清掃事務所(下落合2-1-1) ☎(3950)2923、▶新宿東清掃センター(四谷三栄町10-16) ☎(3353)9471、▶歌舞伎町清掃センター(歌舞伎町2-42-7) ☎(3200)5339へ。

清掃事業従事者への 応援メッセージ ありがとうございます

1面区長のコラムでも紹介した資源・ごみの収集の際にいただいた応援メッセージは、清掃事業従事者にとって大きな励みになっています。
家庭ごみが増える中、資源・ごみの排出抑制にご協力いただき、ありがとうございます。
引き続き安全で安定した清掃事業の実施に努めてまいります。

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート レジ袋削減にご協力下さい

関係省庁が連携して相談窓口を設けています。

消費者向け
☎ 0570-080180

事業者向け
☎ 0570-000930

7月1日(水)からレジ袋が有料になります(一部の店舗は実施済み)。詳しくは経済産業省ホームページ(右図QRコード)をご覧ください。
区では、引き続き「レジ袋辞退」を新宿エコ自慢ポイント(※)の対象とし、レジ袋削減を推進します。
※エコな行動をポイントとして貯める仕組みで、ポイント数に応じてエコな景品と交換できます。
【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318へ。

不用になった モバイルバッテリーは リサイクル協力店へ

モバイルバッテリーに内蔵されている小型充電式電池(右図リサイクルマークが目印)は、メーカー等によるリサイクルが義務付けられており、資源・ごみ集積所へごみとして出すことはできません。不用になったモバイルバッテリーは、分解せずに本体ごとリサイクル協力店にお持ちください。
【リサイクル協力店の問合せ】JBRC ☎(6403)5673・HP http://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/へ。

みどりを守る取り組みを支援します

◆屋上等緑化への助成

既存の建物または敷地面積1,000㎡未満の新築・改築工事で、建物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費の一部を助成します。

種別	助成額(①②のいずれか低い額)	助成限度額	
屋上緑化(1㎡以上)	土の厚さが30cm未満	①工事費の2分の1 ②1㎡に付き15,000円	30万円
	土の厚さが30cm以上	①工事費の2分の1 ②1㎡に付き30,000円	
壁面緑化(3㎡以上)	①工事費の2分の1 ②1㎡に付き5,000円	10万円	

※「屋上緑化等推進モデル地区」の新宿駅周辺地域では助成単価・限度額を増額しています。
※工事着手前かつ令和3年3月31日までに完了する業者発注工事が対象です。

◆接道部緑化への助成

道路に面した敷地に新たに長さ2m以上の生け垣等をつくる方に、工事費の一部を助成します。生け垣等の設置と同時にブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の一部も助成します。



種別	助成額	
生け垣	高さ1m以上1.5m未満の樹木による植栽	1㎡に付き17,000円
	高さ1.5m以上の樹木による植栽	1㎡に付き21,000円
植樹帯	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ1m以上の樹木が長さ2mに付き1本以上の割合で植栽	1㎡に付き7,000円
	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ3m以上の樹木が長さ4mに付き1本以上の割合で植栽	1㎡に付き14,000円
ブロック塀撤去	高さ1m以上の万年塀等	1㎡に付き6,000円
	高さ1m以上のブロック塀・大谷石塀等	1㎡に付き12,000円

※いずれも40万円が限度です。
※「みどりの推進モデル地区」の葺草地域では助成単価・限度額を増額しています。
※工事着手前かつ令和3年3月31日までに完了する業者発注工事が対象です。

◆保護樹木制度

「みどりの文化財」として大きな樹木・樹林・生け垣を残していけるよう、区が樹木等を保護指定しています。指定した樹木等には、維持管理費の一部を助成しています(1所有者に付き90,000円を限度)。

指定基準	助成額(年間)
樹木…高さ1.5mの位置で幹周りが1.2m以上	9,000円(2本目以降は4,500円)
樹林…500㎡以上	9,000円(1,000㎡を超えるものは1,000㎡に付き4,500円を加算)
生け垣…高さ1.2m以上で長さ15m以上	長さ20mまでは1㎡に付き900円、20mを超えるものは1㎡に付き450円

建築物等は 定期的に 調査・検査を

利用者の安全を守るため、不特定多数の方が利用する特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等の所有者・管理者は、定期的に調査・検査し、区に報告することが義務付けられています(延床面積が10,000㎡を超える建築物は東京都に報告してください)。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に報告できない場合はお問い合わせください。
【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4323へ。

【令和2年度報告対象】右表のとおり
※特定建築物のうち博物館等今年度の報告対象ではない建築物は表には掲載していません。

【報告方法】専門的技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査員等に依頼し、結果を下記の提出先に提出してください。

【提出先】

◆特定建築物・防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒160-8353西新宿7-7-30、小田急新宿O-PLACE2階) ▶特定建築物… ☎(5989)1929、▶防火設備… ☎(5989)1937

◆建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル2階) ☎(3591)2421

◆昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒151-0053渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル2階) ☎(6304)2225

用途	報告の対象となる規模	報告時期	
①劇場・映画館・演芸場	次のいずれかに該当するもの ▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの、▶用途が1階にない建築物で、用途の床面積が100㎡を超えるもの	【毎年報告】 11月1日(日)~令和3年1月31日(日)	
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	次のいずれかに該当するもの ▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの(平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	【3年ごとの報告】	
③旅館・ホテル	3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもので、 ▶③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの ▶④用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券販売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】	
⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】	
⑥百貨店・マーケット・勝馬投票券販売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	次のいずれかに該当するもの ▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が500㎡を超えるもの ▶用途の床面積が2階部分で500㎡のもの	【3年ごとの報告】	
⑦展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上で延床面積が2,000㎡を超える建築物のうち、3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるものに限り)	【3年ごとの報告】	
⑧複合用途建築物(共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く)	次のいずれかに該当するもの ▶3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が500㎡を超えるもの	10月31日(出)まで	
⑨事務所その他これに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上で延床面積が2,000㎡を超える建築物のうち、3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるものに限り)	【3年ごとの報告】	
特定建築物	随時閉鎖または作動できる次のいずれかのもの ▶防火扉 ▶防炎シャッター ▶耐火クロススクリーン ▶ドレンチャー等 ※防火ダンパーを除く	【毎年報告】	
防火設備	▶特定建築物に設置するもの ▶病院・診療所(患者を収容する施設のあるもののみ)、高齢者・障害者等向け就業施設(サービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等)で床面積が200㎡以上のものに設置するもの	【毎年報告】	
建築設備	▶換気設備 ▶排煙設備(排煙機・送風機があるもの) ▶非常用の照明装置 ▶給排水設備(給水タンク等があるもの)	特定建築物に設置するもの ※換気設備は自然換気設備を除き、火気使用室・無窓居室・集会場等の居室に設置されたもの	前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごと)に報告 ※防火設備は用途ごとに報告月が定められています。
昇降機等	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む) ※昇降機のうち、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置されたもの(ホームエレベーター等)を除く	【毎年報告】	

マンション自主防災組織に 防災資機材を現物支給します

マンション防災対策の充実・強化のため、区内のマンション自主防災組織の結成促進・活動支援として、防災資機材を現物支給します。

【制度概要】区が選定した20品目から申請者(マンション自主防災組織)が選んだ防災資機材を、合計20万円(税込)を限度に現物支給します(1組織に付き1回)。

【対象・要件】次の全てに該当する組織
▶地階を除き5階建て以上で住宅の戸数が20戸以上の共同住宅
▶マンション防災組織を結成しており、防災区民組織として認定を受けていない

※今後、防災区民組織の登録を検討すること、年1回防災訓練を実施し、内容を区に報告することが必要です。

【品目】小型発電機、組立式トイレ、ヘルメット、エレベーターチェアほか(20品目)

【申込み】所定の申請書を危機管理課地域防災係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)3874へ

郵送またはお持ちください。申請書は同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

